

大隅加工技術研究センターが提供する技術等の取扱いに関する指針

（趣 旨）

第1 この指針は、鹿児島県大隅加工技術研究センター（以下「センター」という。）が、企業等へ提供する技術等の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2 この指針において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 1 「技術等」とは、センターにおける研究・開発等で得られた発明、考案、意匠、ノウハウ等、全ての技術的成果をいう。
- 2 「提供」とは、センターが企業等に対して行う技術指導、加工相談、共同研究、受託研究等において開示される情報提供をいう。

（技術等の取扱い）

第3 技術等の提供を受けた企業等は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 提供された技術等を、センターの承諾を得ずに、他の企業等（以下「第三者」という。）に公開してはならない。
- 2 提供された技術等について、特許等を申請してはならない。
- 3 提供された技術等を企業等が改変し得られた技術について、センターの承諾を得ずに特許等を申請してはならない。
- 4 提供された技術等の活用により製品化された場合、センターの技術等を活用した旨を製品等に表示する努力をしなければならない。また、センターがその旨を公表することを認めるものとする。
- 5 上記で定めるもののほか、技術等の取扱いについて必要な事項は、センターと企業等で協議するものとする。

（誓約書の提出）

第4 技術等の提供を受けようとする企業等は、あらかじめ、第3の事項を記した誓約書をセンターに提出しなければならない。

附 則

この指針は、平成29年3月1日より施行する。